

慶弔に関する規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人愛媛県理学療法士会（以下、本会）の定款第4条に基づき、慶弔について必要な事項を定める。

第2章 弔慰

(弔慰)

第2条 会員が死亡したときは、弔電及び生花または花輪を贈るものとする。

2 会員の本会に対する生前の功績が顕著な場合は、応分の供物等を別途行うことができる。

(効力)

第3条 この規程は、会員が本会入会后、直ちに効力を発する。

(その他)

第4条 弔慰に関し、この規程によることが困難なときは、その都度、会長・副会長並びに事務局長が適否を判断する。

2 会員外の物故においても、前項と同様の規定とする。

第3章 補足

第5条 その他の必要事項が生じたときは、理事会において協議する。

第6条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て、直近の総会に報告しなければならない。

附 則

1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。